

＜ 目 次 ＞

第1 三重県議会議員の活動と報酬のあり方

はじめに	1
I 本調査会の活動について	2
1 調査・検討の方針	2
2 本調査会の活動経緯	3
II 三重県議会における改革の取り組み	4
1 地方分権改革の進展	4
2 三重県議会における改革の取り組み	4
(1) 議会基本条例の制定	4
(2) 会期等の見直し	5
(3) 議会改革諮問会議	6
(4) 全国からの評価	7
III 議員報酬等の現状	8
1 議員報酬等に関する地方自治法上の扱い	8
(1) 議員報酬	8
(2) 政務調査費	11
2 三重県特別職報酬等審議会の見解	12
3 国の指導基準	13
4 三重県における議員報酬等の実態	15
(1) 議員報酬	15
(2) 政務調査費	16
5 他の府県の状況	16
(1) 議員報酬	17
(2) 政務調査費	17
IV 三重県議会議員の活動実態	18
1 アンケート調査の実施	18
(1) アンケート調査の概要	18
(2) 調査結果の概要	19
(3) 集計結果の概要	20
(4) アンケート結果の分析	21

(5) 自由記述	25
2 議員ヒアリング・意見交換	26
(1) 実施状況	26
(2) 意見概要	26
 V 三重県議会議員の報酬のあり方について	 35
1 基本的な考え方	35
(1) 公選職という観点	35
(2) 有給職という観点	36
(3) 長の給与との比較という観点	36
(4) 議長・副議長に対する役職加算	39
(5) 類似団体との比較	41
2 三重県における議員報酬水準のあり方	42
(1) 基本算定式	42
(2) 議長・副議長に対する役職加算	45
(3) 算定額のさらなる検証	45
 中間報告のまとめにあたって	 47
1 三重県議会の改革と県民の関係について	47
2 議員の活動範囲の把握について	47
3 議員報酬の性格について	48
4 特別職報酬等審議会との関係について	48

第2 三重県議会議員の政務調査費のあり方

I 本調査会の活動について	49
1 調査・検討の方針	49
2 本調査会の活動経緯	49
 II 政務調査費の現状	 50
1 政務調査費に関する地方自治法の扱い	50
2 政務調査費に関する国の「通知」	50
3 政務調査費制度創設の背景	51
(1) 立法事務費と政務調査費	51
(2) 調査研究費	52
4 政務調査費の条例化	53
5 地方交付税措置	53
6 三重県議会における運用実態	54
(1) 条例制定	54
(2) 公開の実施と透明性向上の取組	55

(3) 減額の取組	57
7 他の府県の状況	58
(1) 交付金額	58
(2) 交付対象	58
 III 三重県議会議員の政務調査活動の実態	 60
1 使途項目・執行率	60
(1) 会派分	60
(2) 議員分	61
2 議員ヒアリング・意見交換	62
(1) 実施状況	62
(2) 意見概要	62
 IV 三重県議会議員の政務調査費のあり方について	 68
1 改革に向けた提言	68
(1) 適正な水準とその根拠について	68
(2) 政務調査費の使われ方	68
(3) 三重県議会基本条例と政務調査費の意義づけ	69
2 当面の改善策	72
(1) 会派分と議員分の配分について	72
(2) 政務調査活動の成果について	72
(3) 情報公開と説明責任について	73
(4) 事務の煩雑さについて	73
 おわりに	 75
1 議員報酬の在り方を提案した「中間報告」について	75
2 議会活動全体の総経費について	76
3 今後の議会制度改革の動向との関係について	77
 ○ 別添資料	
別添1	別添資料 1
別添2	別添資料 13
別添3	別添資料 27
別添4	別添資料 31
別添5	別添資料 33

